

拡声機による暴騒音の規制に関する条例

平成4年12月22日
山口県条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(適用除外)

第2条 この条例の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。

- 1 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用
- 2 災害、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警戒又は救助活動のためにする拡声機の使用
- 3 電気事業、ガス事業、水道事業又は電気通信事業に関する緊急の広報活動のためにする拡声機の使用
- 4 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
- 5 県民の日常生活に不可欠の交通機関による輸送業務を行うためにする拡声機の使用
- 6 祭礼、運動会その他の地域の行事を行うためにする拡声機の使用
- 7 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
- 8 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして公安委員会規則で定める拡声機の使用

(拡声機による暴騒音の禁止)

第3条 何人も、拡声機を使用して、暴騒音（拡声機から10メートル以上離れた地点（正当な権原に基づき使用される敷地内において当該拡声機が使用される場合にあっては、当該敷地内の地点を除く。）において、公安委員会規則で定めるところにより測定したものとした場合における音量が85デシベルを超えることとなる音をいう。以下同じ。）を発してはならない。

(停止命令等)

第4条 警察官は、前条の規定に違反して拡声機による暴騒音を発している者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。

- 2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に反復して、前条の規定に違反して拡声機による暴騒音を発したときは、その者に対し、24時間を超えない範囲内で期間を定め、かつ、区域を定めて、拡声機の使用の禁止を命ずることができる。

(拡声機の同時使用に関する勧告及び命令)

第5条 警察官は、2以上の者が同時にそれぞれ拡声機を使用している場合であって、これらの拡声機により発せられる音が暴騒音となっており、かつ、それぞれの拡声機の使用が第3条の規定に違反しているかどうか明らかでないときは、これらの拡声機を使用している者に対し、当該暴騒音の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 警察官は、前項の規定による勧告を受けた者がその場所で拡声機の使用を継続し、かつ、引き続き暴騒音が発生しているときは、当該暴騒音の発生を防止するために必要な限度において、その者に対し、当該拡声機を他の場所へ移動させることを命ずることができる。

(立入調査等)

第6条 警察官は、前2条の規定による権限を行使するのに必要な限度において、拡声機が所在する場所に立ち入り、拡声機その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入調査を行う警察官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用上の注意)

第7条 この条例の適用に当たっては、集会及び結社の自由、表現の自由、勤労者の団結し、団体行動をする権利その他の日本国憲法で保障された基本的人権を最大限に尊重し、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(公安委員会規則への委任)

第8条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第9条 第4条第1項若しくは第5条第2項の規定による警察官の命令又は第4条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第10条 第6条第1項の規定による警察官の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。